

令和8年度第2回鳥取県トライアル発注対象製品等募集要領

鳥取県商工労働部産業未来創造課

鳥取県では、県内で開発・製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品等の有用性などを使用者の立場から評価することによって、県内事業者の製品の改良や販路開拓を支援する「トライアル発注推進事業」を実施しています。

このたび、本年度2回目の募集を行いますので、希望される方は下記に基づき申請(応募)してください。

1 申請(応募)受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年10月23日(金)17時(必着)

2 トライアル発注対象製品等選定会議の開催日

令和8年11月頃

※申請者が多数の場合、2日間で開催

3 トライアル発注の募集対象

(1)対象者(社)

- ・県内に事業所を有する事業者
 - ・県内に事業所を設置することを前提に県又は県内自治体との間において進出協定等を締結した者
- ※申請対象者になるかご不明な場合は担当者までお問い合わせください。

(2)対象製品等

物品、ソフトウェア、システム、技術のいずれかに該当するもののうち以下の全てを満たす製品等

- (1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
- (2) 新規性及び独創性があること
- (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- (4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- (5) 製品等に適用される法令等を遵守していること
- (6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと
- (7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと
- (8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等ではないこと

※発注額が100万円以内(消費税、設置費等含む)の製品等に限る。

5 トライアル発注対象製品等の決定方法

- (1) 選定基準から明らかに外れている申請が無いが産業未来創造課で書面審査します。
- (2) 書面審査を通過した製品等について、「トライアル発注対象製品等選定会議」の場で申請者がプレゼンテーションを実施し、審査員がその内容を審査します。
- (3) 「トライアル発注対象製品等選定会議」の審査結果をもとに商工労働部長がトライアル発注対象製品を決定します。

6 トライアル発注対象製品等の取扱い

選定会議において選定された製品等(以下「選定製品等」という。)は24か月間登録簿に掲載するほか、県の機関内での展示、電子媒体等を利用して周知を行います。

7 公表について

- (1)このトライアル発注推進事業においては、申請事業者名、製品等の名称や説明等のほか、購入の状況など、事業の行程を原則公表します。
- (2)なお、公表する内容については、申請事業者にとって不利益な内容を含む場合もありますので、あらかじめご了承の上、ご応募ください。

8 申請(応募)方法

以下のウェブサイトから、「トライアル発注対象製品等選定申請書」(様式第1号(第1条関係))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、添付書類を添えて郵送または持参で申請先にご提出ください。なお、同ウェブサイトに掲載する「トライアル発注制度実施要綱」等についても、予めご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

(鳥取県商工労働部産業未来創造課「トライアル発注推進事業」のウェブサイト)

9 提出書類

- (1)トライアル発注対象製品等選定申請書(様式第1号(第1条関係))
- (2)添付資料

共通	直近2営業期間の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)
	県税を滞納していないことを証明する書類(直近1年分、県税納税証明書の写し等)
	製品等に関する資料(パンフレット、写真、図面等)
該当者	特許等の取得を証明する資料(特許証の写し等)
	製品等について遵守すべき法令への対応状況がわかる資料(許認可の写し等)

10 申請先及び問合せ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課 担当:野口

住所:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (本庁舎7階)

電話:0857-26-7564

ファックス:0857-26-8117

Eメール:sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp